

定 款

公益社団法人 津山市観光協会

公益社団法人 津山市観光協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人津山市観光協会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県津山市山下に置く。

2. この法人は、従たる事務所を岡山県津山市加茂町桑原に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、津山市の観光振興に関する事業を行い、地域経済、文化の進展を図り、もって市民の福祉の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 観光に関する施設の受託及び管理・運営に関すること
- (2) 観光資源、施設の企画開発に関すること
- (3) 観光宣伝、案内及び情報の提供に関すること
- (4) 観光客の誘客促進及び受入体制に関すること
- (5) 観光情報の収集及び調査研究に関すること
- (6) 特産品等の展示販売に関すること
- (7) 観光に関する諸事業の開催及び協力に関すること
- (8) 観光関係者の資質の向上に関すること
- (9) 旅行業法に基づく旅行業に関すること
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、正会員、賛助会員及び特別会員をもって構成する。

2. 会員の区分は次に掲げるものとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同する個人、法人並びに団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人、法人並びに団体
- (3) 特別会員 その他理事会で適当と認めた者

3. 前項の正会員、賛助会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する

法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入 会）

第 6 条 この法人の会員になろうとするものは、この法人に入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（会費の納入）

第 7 条 正会員及び賛助会員は、会員総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

2. 特別会員は、会費の納入を必要としない。
3. 既納の会費は返還しないものとする。

（任意退会）

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（資格の喪失）

第 9 条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 除名されたとき
 - (2) 退会したとき
 - (3) 死亡し、又は会員である法人が解散したとき
 - (4) 第 7 条第 1 項の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき
2. 退会し、又は除名された会員はいつさいの権利を失い、すでに納付した会費、その他この法人の資産などに対してなんらの請求をすることができない。

（除名）

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、会員総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、会員総会において、決議の前に弁明の機会をあたえなければならない。

第 4 章 会員総会

（構成）

第 11 条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

2. 前項の会員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 会員の除名
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 定時会員総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催し、これをもって法人法上の定時社員総会とする。

2. 臨時会員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員から会長に対して会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して開催の請求があったとき

(招集)

第14条 会員総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは副会長が会員総会を招集する。
3. 会員総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 会員総会の議長は、当該会員総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

2. 会議に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権を行使することができる。

(決議)

第17条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の半数以上であって、総会員の議決権の

3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 役員を選任及び解任
 - (2) 役員等の報酬の額又はその支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
 - (5) 会員の除名
 - (6) 解散
 - (7) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 会員総会の議事については、次に掲げる事項のほか、法令に定める事項を内容とする議事録を作成する。

- (1) 会議の目的である事項、開会の日時及び場所
 - (2) 会員数及びその出席者数
 - (3) 議事の経過要領
 - (4) 議決した事項及び賛否の議決権数
2. 議長及び出席した会員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印又は署名する。
3. 前項の議事録は主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならない。

第5章 役員

(役員)

第19条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名以内
 - (3) 専務理事 1名
 - (4) 支部長 1名
 - (5) 理事 25名以上35名以内(会長、副会長、専務理事及び支部長を含む)
 - (6) 監事 2名
2. 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び支部長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第20条 この法人の理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長・専務理事及び支部長は理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
4. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。 監事についても同様とする。

（役員職務及び権限）

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 会長は、この法人を代表し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。
 3. 副会長は、会長を補佐する。
 4. 専務理事及び支部長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 5. 会長、専務理事及び支部長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

（監事職務及び権限）

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

- 第23条 この法人の理事及び監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとする。
2. 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとし、増員として選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
 3. 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

- 第24条 理事及び監事は、会員総会の決議によって、これを解任することができる。ただし、その役員に弁明する機会を与えなければならない。

（役員報酬）

- 第25条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(顧問及び参与)

第 26 条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

2. 顧問は理事会の同意を得て、会長又は副会長経験者のうちから会長が委嘱する。
3. 参与は理事会の同意を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。
4. 顧問及び参与は会長の諮問に応じて意見を述べ、また会議に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第 27 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。
3. 事務局長及び職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関する重要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。
3. 監事は、理事会に出席し必要があると認められるときは、意見を述べる。

(権限)

第 29 条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、専務理事及び支部長の選定及び解職

(開催)

第 30 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

2. 通常理事会は、毎年 2 回開催する。
3. 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時会員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3. 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間また、従たる事務所に 3 年

間備え置き、一般の閲覧に供するとともに定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 38 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(剰余金)

第 39 条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 41 条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 42 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2. この法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載する。

第 10 章 雑 則

(委任)

第 45 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

(法令の準拠)

第 46 条 本定款に定めない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の会長は竹内佑宜、副会長は河本義登、光井俊之、木多俊次、専務理事は有木富喜とする。

附則

1. 平成 25 年 3 月 25 日 定款は第 2 条 2 項・第 18 条 3 項・第 19 条（2）（5）及び 2 項・第 20 条 2 項・第 21 条 3 項、4 項、5 項・第 29 条（3）・第 36 条 2 項・第 37 条 3 項を一部変更し同日より施行する。
1. 平成 26 年 5 月 29 日 定款第 34 条 2 項を一部変更し同日より施行する。
1. 平成 27 年 5 月 26 日 定款第 19 条を一部変更し同日より施行する。
1. 令和 元年 5 月 23 日 定款第 4 条・第 19 条を一部変更し同日より施行する。